

四日市市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第31号

四日市市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の旅費に関する条例（昭和38年四日市市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する本市職員（四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「職員給与条例」という。）第2条に規定する職員 <u>（ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）</u> をいう。以下「職員」という。） に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する本市職員（四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「職員給与条例」という。）第2条に規定する職員） に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p>

4 及び 5 (略)

6 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

4 及び 5 (略)

6 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)